

令和5年第2回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和5年8月23日

令和5年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和5年8月23日(水)

2 招集場所 ホテルマリターレ創世
(久留米市東櫛原900)

3 出席議員 (15名)

1番	吉富	巧	君
2番	秋永	峰子	君
3番	塚本	弘道	君
4番	後藤	敬介	君
5番	石井	秀夫	君
8番	遠藤	博昭	君
9番	古賀	寿典	君
10番	井上	勝彦	君
11番	新原	善信	君
12番	田中	雅光	君
13番	江藤	芳光	君
14番	組坂	公明	君
15番	安丸眞一郎		君
17番	古賀	知文	君
18番	益田	隆一	君

4 欠席議員 (3名)

6番	石井	俊一	君
7番	佐藤	晶二	君
16番	高橋	直也	君

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	原口	新五	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	高木	典雄	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	広松	栄治	君
代表監査委員	山口	文刀	君
会計管理者	白石	浩之	君

【事務局】

事務局理事	衛本みどり	君
事務局長(兼)事務局次長	久次美和子	君
総務主査	池田 大知	君

【消防本部】

消防長	黒岩 竹直	君
消防次長	服部 辰典	君
久留米消防署長	仲 賢一郎	君
三井消防署長	轟 仁	君
浮羽消防署長	安元 正勝	君
三瀨消防署長	加藤 秀紀	君
大川消防署長	津村 道彦	君
総務担当次長(兼)総務課長	土居 豊彦	君
人事研修課長	長谷 義	君
予防課長	橋本 秀一	君
救急防災課長	村田 康裕	君
救急防災課救急主幹	権藤 明夫	君
情報指令課長	上野 卓慈	君

6 議事日程

- 日程 第 1 議席の指定
- 日程 第 2 会期の決定
- 日程 第 3 議長の選挙
- 日程 第 4 諸般の報告
- 日程 第 5 認定第 1 号 令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 第 6 認定第 2 号 令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 第 7 認定第 3 号 令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 第 8 第 10 号議案 久留米広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の専決処分について

- 日程第 9 第 1 1 号議案 久留米広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を
改正する条例制定の専決処分について
- 日程第 1 0 第 1 2 号議案 久留米広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の
全部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第 1 1 第 1 3 号議案 久留米広域市町村圏事務組合議会の個人情報保護の保護
に関する条例制定の専決処分について
- 日程第 1 2 第 1 4 号議案 交通事故による損害賠償の専決処分について
- 日程第 1 3 第 1 5 号議案 交通事故による損害賠償の専決処分について
- 日程第 1 4 第 1 6 号議案 令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特
別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 第 1 7 号議案 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第 1 6 第 1 8 号議案 財産（多機能型救助工作車）の取得について
- 日程第 1 7 第 1 9 号議案 財産（高規格救急自動車）の取得について
- 日程第 1 8 第 2 0 号議案 久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 会議録署名議員の指名

◎ 開 会

○事務局理事（衛本みどり君）皆さま、こんにちは。久留米広域市町村圏事務組合事務局の衛本でございます。

本日は、大変お忙しい中、当組合議会定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本年 4 月に久留米市議会議員選挙が実施されまして、現在、当組合議会の議長が不在となっております。

従いまして、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、江藤芳光副議長に議事進行を行っていただきます。

江藤副議長よろしくお願ひいたします。

○副議長（江藤芳光君）それでは、皆様、こんにちは、只今ご紹介いただきました、うきは市議会の江藤でございます。議長が選挙されますまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、只今から、令和 5 年第 2 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

◎ 日程第 1 議席の指定

○副議長（江藤芳光君）これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第 1、「議席の指定」を行います。

本年 4 月に、久留米市、大川市及び大木町の議会議員選挙が実施されたことに伴い、組合議員の改選が行われております。

よって、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、この度当選されました議員の議席を指定いたします。

吉富 巧 議員は、1 番に、

秋永 峰子 議員は、2 番に、

塚本 弘道 議員は、3 番に、

後藤 敬介 議員は、4 番に、

石井 秀夫 議員は、5 番に、

石井 俊一 議員は、6 番に、

佐藤 晶二 議員は、7 番に、

遠藤 博昭 議員は、8 番に、

古賀 寿典 議員は、9 番に、

古賀 知文 議員は、17 番に、

益田 隆一 議員は、18 番に、

以上のとおり指定いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎ 日程第3 議長の選挙

○副議長(江藤芳光君)次に、日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、1番、吉富巧議員を議長に指名いたします。

お諮りいたします。

只今、指名いたしました吉富巧議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、吉富巧議員が議長に当選されました。

只今、当選されました吉富巧議員が議場におられます、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

吉富巧議員に、演壇より議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長(吉富巧君)皆様、こんにちは。只今、選出いただきました、吉富でございます。

今後とも、円滑な議会の運営のため、また、広域圏発展のため、微力ではございますが、努力してまいりたいと思っておりますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（江藤芳光君）議長就任のご挨拶は終わりました。

吉富議長、議長席にお着き願います。

（副議長江藤芳光君議長席を退き、議長吉富巧君議長席に着く）

◎ 日程第4 諸般の報告

○議長（吉富巧君）それでは、議題に入りたいと思います。日程第4、「諸般の報告」を行います。組合長から報告第1号令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計繰越明許費繰越計算報告が行われております。

この報告について、質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

それでは、これをもって諸般の報告を終わります。

◎ 日程第5 認定第1号

◎ 日程第6 認定第2号

◎ 日程第7 認定第3号

○議長（吉富巧君）次に、日程第5、認定第1号「令和4年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第7、認定第3号「令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）皆さんこんにちは。

本日、ここに令和5年第2回組合議会定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中にお集まりいただききまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合に対しまして、多大なるご支援をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

まず、このたび、7月10日の大雨では、福岡県と大分県に大雨特別警報が発令されるなど、記録的な大雨となりました。本圏域におきましても、河川の氾濫や土砂崩れ、床上・床下浸水などが相次ぎ、広範囲にわたり多数の被害が発生しました。

犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、5月に行われました久留米市議会、大川市議会及び大木町議会において当組合議会議員に選出されました議員の皆様におかれましては、本圏域発展のため、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

そして、先ほど議長に選出されました吉富議長におかれましては、お祝い申し上げますとともに、今後とも、よろしく願い申し上げます。

本日は、令和4年度決算の認定のほか、専決処分、補正予算、財産取得、関係

条例の一部改正の議案を提案いたしております。

どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第3号までにつきまして、一括して説明申し上げます。

この3件の決算は、いずれも地方自治法第233条各項の決算に関する規定により、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めるものであります。

まずは、認定第1号令和4年度一般会計についてでございます。

歳入決算額は、2,234万4,898円でございます。予算現額に対する収入率は、84.0%となっております。

歳出決算額は、1,880万5,080円でございます。予算現額に対する執行率は、70.7%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額353万9,818円は、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第2号令和4年度小児救急医療支援事業特別会計であります。

歳入決算額は、3,502万9,908円でございます。予算現額に対する収入率は、100.1%となっております。

歳出決算額は、3,339万2,760円でございます。予算現額に対する執行率は、95.4%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額163万7,148円は、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第3号令和4年度広域消防特別会計であります。

歳入決算額は、54億8,898万6,269円でございます。予算現額に対する収入率は、96.0%となっております。

歳出決算額は、49億2,875万5,966円でございます。予算現額に対する執行率は、86.2%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた5億6,023万303円を翌年度に繰り越しております。

以上、3件の決算について、詳細は、担当に説明させていただきたいと思っております。何卒、ご慎重なご審議をお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○議長（吉富巧君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）事務局の久次でございます。どうぞよろしく願いいたします。

令和4年度各会計決算について、ご説明申し上げます。

本組合は、一般会計及び2つの特別会計で運営しております。

私からは、事務局が所管いたします。一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計につきまして、資料は歳入歳出決算附属書類、事項別明細書を用いてご説明いたします。

まず一般会計につきまして、決算附属書類の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、1款1項1目1節 経常費負担金 1,950万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 450万円、構成市町からの事務局派遣職員2名に係る人件費相当額 1,500万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 284万4,698円は、前年度からの繰越額でございます。

2ページをお願いいたします。

4款 諸収入は、2項1目1節 雑入 200円を収入しており、歳入総額は 2,234万4,898円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 議会費 185万5,735円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料でございます。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常経費で、1項1目2節 給料 73万1,999円は、正副組合長6名分の給料でございます。

10節 需用費 49万3,555円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものでございます。

11節 役務費 20万3,032円は、電話料金及び切手代の通信運搬費、公用車の保険料でございます。

13節 使用料及び賃借料 34万7,200円は、事務局公用車の年間リース料が主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

18節 負担金・補助及び交付金 1,493万4,379円は、事務局職員派遣元の久留米市に対する人件費負担金でございます。

2項 文書広報費 4万4,000円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審議会に係る経費で、審議会委員8名分の委員報酬でございます。

4項 監査委員費 17万円は、監査委員2名分の委員報酬でございます。

5ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、1,880万5,080円でございます。

つづきまして、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目1節 保健衛生費負担金 2,698万6,000円の内訳は、構成市町負担金が 2,182万2,000円、近隣市町協力金が鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町及び柳川市から併せて 516万4,000円でございます。

2款1項1目1節 保健衛生費補助金 640万2,000円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3款1項1目1節 繰越金 164万1,908円は、前年度からの繰越額でございます。

10ページをお願いいたします。

歳入総額は、3,502万9,908円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業の運営に要する経費でございます。1項1目1節 報酬 8万2,500円は、運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

12節 委託料 18万2,600円は小児救急センターのチラシ作成業務に係る委託料でございます。

18節 負担金、補助及び交付金 3,311万5,160円は、小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金でございます。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対して2,049万5,000円、看護師及び事務員の人件費等として聖マリア病院に対して1,062万160円、小児科医研修事業を実施する久留米大学に対して200万円でございます。

歳出合計は、3,339万2,760円でございます。

私からは、以上でございます。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○議長（吉富巧君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）消防本部総務担当次長の土居でございます。広域消防特別会計について説明させていただきます。

それでは、15ページをお願いします。

まず、歳入決算でございます。1款 分担金及び負担金、1項1目 市町負担金 43億3,392万9,444円は、当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金です。

1節 経常費負担金 39億9,981万円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金でございます。

2節 特別負担金 3億3,411万9,444円は、退職手当、特殊車両整備や庁舎建設、組合債の償還などに係る負担金でございます。

2目 事業費負担金 8,189万7,392円は、筑後地域消防指令センターの運営経費として当消防本部以外の6消防本部から収入したものでございます。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 71万7,782円は、自動販売機、電柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 469万1,400円は、危険物施設の許認可事務手数料が主なものでございます。

16ページをお願いします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 1,041万9,380円は、車両5台の売却収入でございます。

6款 繰入金 8,500万円は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

7款 繰越金 7億2,603万4,290円は、前年度からの繰越金でございます。

ます。

17ページをお願いします。

8款 諸収入、1項1目 組合預金利子 2,603円は、利子収入でございます。2項1目 雑入 3,649万3,978円は、消防救急無線デジタル化整備事業等に係る市町村振興協会からの助成金 2,133万132円、福岡県消防学校に派遣していました職員1名分の人件費等負担金 964万2,485円が主なものでございます。

9款 組合債、1項1目 消防債 1億9,980万円は、高規格救急自動車2台、小型水槽付ポンプ自動車2台及び多機能型ホース延長車2台の購入並びに救急搬送支援システム及び署活動用携帯無線機の更新、三井消防署新庁舎建設設計、三国出張所内部改修設計の財源として緊急防災・減災事業債などの借り入れを行ったものでございます。

10款1項1目 寄附金 1,000万円は、久留米市在住の方から寄附金を受納したものでございます。

以上、歳入総額は、54億8,898万6,269円でございます。

続いて、歳出決算でございます。18ページをお願いします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務事業に要する経費で、1節 報酬 1,978万5,348円は、会計年度任用職員11名分の報酬が主なものでございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員436名の人件費が主なものでございます。

7節 報償費 147万9,748円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、幼年消防クラブ育成に係る資器材購入費が主なものでございます。

8節 旅費のうち、費用弁償 79万6,664円は、会計年度任用職員の通勤手当でございまして、旅費 1,026万2,590円は、県消防学校等での職員研修や緊急消防援助隊合同訓練参加等に係る旅費が主なものでございます。

9節 交際費 25万5,541円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費でございます。

19ページをお願いします。

10節 需用費のうち、消耗品費 7,806万7,924円は、消防職員の制服、防火服や消防、救急、救助業務に必要な消耗品購入費が主なものでございます。

燃料費 2,381万2,786円は、消防車両の燃料及び庁舎用プロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 232万9,128円は、広報紙・久留米広域消防だよりの印刷費及び、予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。

光熱水費 3,879万2,723円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気・水道・都市ガス料金でございます。

修繕料 2,518万1,443円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等に係る修繕料が主なものでございます。

11節 役務費のうち、通信運搬費 3,206万9,891円は、一般電話回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」使用料が主なものでございます。

手数料 1,378万46円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 587万5,871円は、自動車保険料及び建物災害共済費が主なものでございます。

12節 委託料 2億55万5,542円は、消防指令システム・デジタル無線保守、庁舎清掃、事務用機器等保守、庁舎設備や救急資機材等の点検に係る委託料が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 2,058万7,906円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

15節 原材料費 9万6,800円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

17節 備品購入費 865万7,940円は、消防用ホースや潜水資機材等の災害現場活動に要する資機材の購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2,216万3,792円は、県消防学校への入校負担金、救急救命士3名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

24節 積立金 3億円は、将来の財政需要を見据えまして、前年度の決算剰余金の一部を積み立てたものでございます。

26節 公課費 238万2,000円は、車両44台分の自動車重量税が主なものでございます。

続きまして、2目 消防施設費は、庁舎設備、車両等の整備に要する経費でございます。

8節 旅費 5万880円は、久留米消防署15mはしご車の分解整備に係る中間検査のための旅費でございます。

10節 需用費の繰越明許費 2,915万8,800円は、久留米消防署15mはしご車分解整備に係る修繕料でございます。

12節 委託料 4,185万5,770円は、救急搬送支援システムの更新、三井消防署新庁舎建設設計の前金払い、三国出張所内部改修設計に係る委託料が主なものでございまして、繰越明許費 7,459万9千円は、三井消防署新庁舎建設設計の未払分でございます。

17節 備品購入費 2億1,931万7,844円は、高規格救急自動車2台、小型水槽付ポンプ自動車2台、多機能型ホース延長車2台、署活動用携帯無線機48台の購入費が主なものでございまして、繰越明許費 1億4,668万8,760円は、25m屈折はしご車の購入費でございます。

20ページをお願いします。

2款1項1目 公債費元金 4億7,303万7,958円は、平成25年度から令和2年度までに発行した組合債に係る元金償還金でございます。

2目 利子 499万6,487円は、平成25年度から令和3年度までに発行した組合債に係る利子償還金でございます。

以上、歳出総額は、49億2,875万5,966円でございます。

簡単ですが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

山口監査委員。

○監査委員（山口文刀君）代表監査委員の山口でございます。

令和4年度久留米広域市町村圏事務組合の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出決算審査意見書を申し上げます。意見書の1ページをお開きください。

第1審査の種類、第2審査の対象、第3審査の着眼点・主な実施内容、第4審査の実施場所及び日程は、記載のとおりです。

第5審査の結果でございますが、決算書類は適正に作成されており、現金・預金は、残高証明書と歳入歳出差引残高が一致いたしました。

次に、2ページから7ページまでは、各会計と財産について述べております。

8ページをお願いいたします。

6むすびで総括的な意見を述べております。

(1) 会計・決算事務処理等についてですが、会計・決算事務は、適正に執行されており、修正が必要な事項は見られませんでした。

交際費の取扱いや契約事務において、一部に検討を求める事項がありましたので、これらについては、より適切な対応を図られるよう望みます。

(2) 小児救急医療支援事業特別会計につきましては、本事業は、構成市町負担金、近隣市町協力金で運営費の大部分を賄っております。

その一方で、協力金の拠出に理解を得られていない近隣自治体からの利用が2割程度を占めており、前年度にも監査意見として、さらなる協力要請を行い、財源確保に努められるよう求めたところでございます。

令和5年度から、みやま市に協力金を拠出していただけるようになったことは前進といえますが、八女市、筑後市等については、いまだ協力を得られていない状況です。

当事業が運営する久留米広域小児救急センターは、八女市、筑後市の公立病院が行っている小児救急が対応していない土日やお盆などにも診療を行っていることを踏まえた説明をし、理解を求めるなど、積極的な協力要請を行い、当事業の財源確保に引き続き努められることを求めます。

(3) 広域消防特別会計につきましては、交際費において、久留米広域消防本部交際費支出基準に明確には規定されていない献酒等の支出が見られました。

交際費は、組合の長などが、事業の運営上あるいは、組合等の利益のために、当該組合等を代表し外部とその交渉をするための経費であり、一般的には組合等の長がその必要のために用いるものと考えられることから、予算計上や支出に当たっては、その範囲及び金額について必要最小限度とする必要があります。

加えて、社会通念に照らし合わせ、支出の範囲や金額などについて、構成団体の基準を参考にして、基準の見直しを検討されることを求めます。

以上、令和4年度久留米広域市町村圏事務組合の決算審査のご報告を終わります。

○議長（吉富巧君） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（秋永峰子議員が手を挙げる）

○2番（秋永峰子君） はい。

○議長（吉富巧君） 2番、秋永峰子議員。

○2番（秋永峰子君） 違反对象物の公表制度について質問いたします。

近年、火災による痛ましい事件が起こっておりますけれども、その多くが建物の構造やスプリンクラーなどの設備に問題があることが指摘されております。あつてはならないことですが、万が一火災が起きても、適切な建物構造あるいは設備によって、大火を免れることが出来るにもかかわらず、このような違反对象物があるということは、一刻も早く改善をなされたいと思います。ここでは、消防本部予防課として、違反对象物に対して公表制度での取組みを行っているとのことですが、これについて2点、質問いたします。

1点目は、この違反对象物の数に対して、どのように評価すればよいのでしょうか。

全国の平均値や、同規模の自治体と比べてどうなのかお答えください。

2点目は、なぜこのような違反对象物が造られてしまうのでしょうか。

以上質問いたします。

○予防課長（橋本秀一君） 議長。

○議長（吉富巧君） 橋本予防課長。

○予防課長（橋本秀一君） 予防課長の橋本です。

秋永峰子議員の質問にお答えします。

1点目の違反对象物数の評価につきましては、立入検査の検査対象や実施方法等各消防本部で違います。

そのために、一概に数値的な比較は難しい状況にあります。

その中で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務対象物に対する違反对象物の割合を比較すると、高い消防本部では5%程度、当消防本部では1%程度となっております。

次に2点目の違反对象物がつくられる理由についてですが、建物に必要な消防設備につきましては、建物の用途、面積、開口部の有無、収容人員等によって決まります。

基本的に建物の建築段階では、適法な手続きがなされておりますので、違反对象物は存在いたしません。

しかし、建築当時の用途が変更されたり、適法な手続きがなされないまま増改築されたりすることで違反对象物が生まれてまいります。

当消防本部では、定期的に立入検査を行い、建物の現状を確認しておりますので、

そこで変更箇所を見つけ出し、違反對象物として認識することになります。

以上で秋永議員の質問に対する回答を終わらせていただきます。

○2番（秋永峰子君）はい。

○議長（吉富巧君）2番、秋永峰子議員。

○2番（秋永峰子君）ありがとうございました。

1%ということで大変確かな建物に対するご指導をなされていると理解しました。

それでは、違反對象物を生ませないために、具体的にどのような取り組みを行っているのかお答えください。

○予防課長（橋本秀一君）議長。

○議長（吉富巧君）橋本予防課長。

○予防課長（橋本秀一君）秋永議員の2回目の質問に対してお答えいたします。

違反對象物を生ませない取り組みについてですが、消防本部といたしましては、建物所有者に対して、建築当時の用途を変更する場合や増改築等を行う場合には事前に相談してもらうことで、必要となる消防設備を設置指導することができます。

よって、結果的にそのことが、違反對象物を少なくできるものと考えております。

現在の取り組みとしましては、建物所有者への直接的なアプローチが効果的でありますことから、建物の竣工検査時や定期的な立入検査時、防火管理者講習時などに、事前相談の必要性についてチラシ等を用いて啓発を行っております。

今後におきましても、建物所有者に対しそのような機会を通じて、引き続き啓発してまいります。

以上で、秋永議員の2回目の質問に対する回答を終わらせていただきます。

○2番（秋永峰子君）はい。

○議長（吉富巧君）2番、秋永峰子議員。

○2番（秋永峰子君）ありがとうございました。

大火を防ぐという意味で、是非、今後もその取り組みを強化していただきたいと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（吉富巧君）他に質疑はありませんか。

（井上勝彦議員が手を挙げる）

○10番（井上勝彦君）はい。

○議長（吉富巧君）10番、井上勝彦議員。

○10番（井上勝彦君）小郡市議会の井上です。

1点お伺いさせていただきます。内容は立入検査についてであります。決算に関する内容ということで、ここで聞かせていただきます。

4月10日の消防本部のホームページ、大切なお知らせの中に立入検査を年間を通して行っていくという話がありました。その中で令和5年、6年は大川署以外の4消防署が大川署に人を派遣して立入検査を行うとのことですが、本来はその消防署管内で行うのではないかなと思います。なぜ令和5年度がそうになっているのかお尋ねいたします。

○予防課長（橋本秀一君）議長。

○議長（吉富巧君）橋本予防課長。

○予防課長（橋本秀一君）予防課長の橋本です。

井上議員の質問にお答えします。

なぜ、大川署管内に査察を行っているのかとのことですが、近年、社会的に影響が大きい火災の発生を受けまして、消防の立入検査の重要性が高まる中、当消防本部では平成30年から5ヵ年計画で管内全ての防火対象物となる事業所に対して立入検査を実施して、建物や消防設備の維持管理状況の把握に取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、計画どおりに進めることができず、現在は、令和6年度まで期間を延長しまして管内全域の立入検査を実施しているところでございます。

大川市内の事業所につきましては、平成31年度の消防本部統合以降、大川消防署の職員と本部予防課からの派遣職員で立入検査を実施してきました。

しかしながら、従事職員数に限りがありますことから、令和6年度までに全ての事業所への立入検査が困難な状況であり、組織的な課題として認識しているところでございます。

火災予防上の観点から、消防本部管内全域の事業所の現状を把握し、統一した予防行政を推進する必要があったため、令和5年度消防本部重点施策として位置づけまして、これまでの体制に加えて他署からも職員を派遣し、立入検査を実施しているところでございます。

以上で、井上議員の質問に対する回答を終わらせていただきます。

○10番（井上勝彦君）はい。

○議長（吉富巧君）10番、井上勝彦議員。

○10番（井上勝彦君）内容はわかりました。年間を通して、それぞれの消防署管内でもやらなければならないと思いますが、他の管内が疎かにはならないのですか。

○予防課長（橋本秀一君）議長。

○議長（吉富巧君）橋本予防課長。

○予防課長（橋本秀一君）令和6年度までに各署については、立入検査状況が完了する見込みでありましたこと。

また、令和5年度、6年度の立入検査の本部全体の総数でございますが、令和4年度より少ない状況でありましたことから4署には余力があると判断しました。

そこで、大川消防署へ職員を派遣し立入検査を実施することといたしました。

以上で井上議員の質問に対する回答を終わらせていただきます。

○10番（井上勝彦君）はい。

○議長（吉富巧君）10番、井上勝彦議員。

○10番（井上勝彦君）決算でいくと、報酬、給料、職員手当等というのがお金になっていますが、一括して計上されているか分かりませんが、それぞれの署の中での割合があるのではないかと思います。

最終的に各署から行く分の人件費は大川署管内の予算の中に入っているのですか。

○予防課長（橋本秀一君）議長。

○議長（吉富巧君）橋本予防課長。

○予防課長（橋本秀一君）只今のご質問に対してお答えさせていただきます。

人件費につきましては、全体の経常経費から支出をいたしているところでございます。

その理由といたしましては、予防行政につきましては、管内全域を対象に統一した考えのもと施策を展開する必要があるとございます。

その中で、今回の大川署のようにマンパワー不足により、事業展開に支障が生じるケースにつきましては、どの署においても、今後、起こり得るケースでございます。

ですので、各署における通常の消防活動に支障がない体制を維持しながら人員の派遣ということで、組織的に取り組んでいきたいと考えておりますので、内容的には経常的な経費として取り扱うことが適当と考えております。

以上で井上議員のご質問に対する回答を終わらせていただきます。

○議長（吉富巧君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

○議長（吉富巧君）討論はありませんか。

○5番（石井秀夫君）はい。

○議長（吉富巧君）5番、石井秀夫議員。

○10番（石井秀夫君）5番、久留米市議会の石井秀夫です。

1点申し上げたいと思いますが、7月10日、この筑後地域において豪雨災害が発生し、それぞれの地域において大きな被害が発生をしたところであります。

心からお見舞いを申し上げますが、そのような中、今、決算で様々に説明をいただきましたが、消防の車両の整備が国のルールもあって、次々に大型化している状況が見受けられます。

私は、その地域の実情にあった、災害を見越して小回りが利き、対応ができるような車両の整備、資器材の整備が求められており、必要であると考えています。

私ども久留米市におきましても、隣のうきは市においても広い山間部がございます。

そういう狭い里道にも入り込んで救助活動あるいは消防活動ができるような車両を是非、お考えいただく中で、今後の活動に結びつけていただきたいと思います。

先日も、高良山において高齢の方が道に迷って救助を求められた。

しかし、大きな消防車両は、その現場まで当然入って行けない。

そういう中で時間も少しロスをして救助するのが遅れたという事例も発生しております。

それだけに関わらず、それぞれの地域で狭く入り組んだ道があるわけですので、その実情にあった資器材の整備、車両の整備を強く求めるものであります。

以上、私からの討論とさせていただきます。終わります。

○議長（吉富巧君）他に討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第3号までの3件の決算を、認定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第3号までの3件は、いずれも認定することに決定いたしました。

◎ 日程第8 第10号議案

◎ 日程第9 第11号議案

◎ 日程第10 第12号議案

◎ 日程第11 第13号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第8、第10号議案「久留米広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の専決処分について」から、日程第11、第13号議案「久留米広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の専決処分について」までの4件は、いずれも個人情報の保護に関する法律の一部改正による案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第10号議案から第13号議案までの4件の提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

この4件は、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴って、関係条例の整備を行う必要が生じたが、緊急を要したため、専決処分いたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認をお願いしたいと思います。

第10号議案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度に関する全国共通ルール等を規定する同法が地方公共団体にも適用されることになりましたので、条例の全部を改正するものであります。

次に、第11号議案は、個人情報の保護に関する法律の改正内容を踏まえ、附属機関の設置規定及び審査請求に係る手続きの見直し等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、久留米広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法の規定により設置される附属機関に位置づけるとともに、関係する手続規定の整備等を行うため、条例の全部を改正するものであります。

最後に、第13号議案は、地方公共団体が個人情報の保護に関する法律の適用

を受け一方、議会は適用の対象外となるため、議会における個人情報の適正な取扱い等に関し、必要な規定を定めるため、条例を新規制定するものであります。

以上で、4件の専決処分についての説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第10号議案から第13号議案までの4件を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案から第13号議案までの4件は、いずれも承認されました。

◎ 日程第12 第14号議案

◎ 日程第13 第15号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第12、第14号議案「交通事故による損害賠償の専決処分について」及び日程第13、第15号議案「交通事故による損害賠償の専決処分について」以上2件は、いずれも公務遂行中に発生した事故に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第14号議案及び第15号議案の2件の提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

この2件は、いずれも交通事故による損害賠償額の決定及び和解について緊急を要したので、専決処分いたしました。

ここにご報告申し上げ、承認をお願いいたします。

まずは、第14号議案交通事故による損害賠償の専決処分についてでございます。

本件は、令和5年4月5日、久留米市において、緊急走行中の救急車が、一般住宅敷地内の車両侵入防止用ポールに接触し破損させたものでございます。

和解内容といたしましては、被害者に損害賠償金として修繕料 7万5,570円を支払うものであります。

次に、第15号議案交通事故による損害賠償の専決処分についてでございます。
本件は、令和5年5月15日、久留米市において、緊急走行中の水槽付き消防ポンプ自動車、停車中の車両のリアバンパーに接触し破損させたものであります。

和解内容といたしましては、被害者に損害賠償金として車両修繕料 10万8,000円を支払うものであります。

以上で、2件の専決処分についての説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第14号議案及び第15号議案の2件を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案及び第15号議案の2件は、いずれも承認されました。

◎ 日程第14 第16号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第14、第16号議案「令和5年度 久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第16号議案「令和5年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由をご説明申し上げます。

本件は、当初予算に計上している消防車両整備事業の一部が、ウクライナ情勢等の影響により、車両の輸入に遅れが生じ、本年度中に完了しない見込みになったことから、繰越明許費を設定するものであります。

何卒、ご審議のうえ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第16号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 第17号議案

◎ 日程第16 第18号議案

◎ 日程第17 第19号議案

○議長(吉富巧君) 次に、日程第15、第17号議案「財産(消防ポンプ自動車)の取得について」から、日程第17、第19号議案「財産(高規格救急自動車)の取得について」までの3件は、いずれも消防車両の財産の取得に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第17号議案から第19号議案までの3件の提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

この3件は、各消防署に配備している消防車両の老朽化に伴い、消防ポンプ自動車1台、多機能型救助工作車1台及び高規格救急自動車1台を取得しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉富巧君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第17号議案から第19号議案までの3件を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案から第19号議案までの3件は、原案のとおり可決され

ました。

◎ 日程第 18 第 20号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第 18、第 20号議案「久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第 20号議案「久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改め、並びに健康増進法の改正に伴う喫煙所標識の設置に関する規定の見直しを行うため、久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第 20号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第 20号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎ 日程第 19 会議録署名議員の指名

○議長（吉富巧君）次に、日程第 19、「会議録署名議員の指名」を行います。

2番、秋永 峰子 議員、17番、古賀 知文 議員を指名いたします。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

よって、令和5年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

＝午後3時55分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

議 員

議 員